

各自治体

学童保育（放課後児童クラブ）担当課 様

2013年10月21日

「子ども・子育て支援法」－学童保育（放課後児童クラブ）の基準づくりに あたってのアンケートのお願い

鹿児島県児童クラブ連絡協議会

会長 加来宗暁

事務局／青葉児童クラブ 霧島市国分重久 2105-1

TEL/FAX 0995-45-7800

貴自治体におかれましては、日頃より、児童のための施策充実にご努力いただき感謝申し上げます。

共働き・一人親家庭等の小学生の放課後及び学校休業日の「毎日の生活の場」である学童保育（放課後児童クラブ）は、量的な拡大（必要とする子どもすべてが利用できるように整備すること）と、質的な拡充（施設や職員などの条件整備）を図ることが強く求められています。

しかし、学童保育の現状は量的にもたいへん不足してことに加えて、条件整備もたいへん遅れており、たくさんの課題があります。

課題が山積している現状を解決するためには、国の学童保育の制度と市町村の学童保育施策の抜本的な拡充が必要です。市町村の実施責任を強め、学童保育の基準を整備し、計画的に量的拡充と質的向上を推進していくことが必要であり、そのための財政措置が欠かせません。

2012年8月に行われた子ども・子育て支援法の制定と児童福祉法の改定により、学童保育に対する市町村の実施責任（市町村事業として位置づけ）のもとに、学童保育の基準を国は省令で定め、市町村も条例で定めることになりました。これにより、学童保育の量的拡大・質的向上が図られることが期待されています。

学童保育（放課後児童クラブ）の基準を検討している厚生労働省の審議会「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」が開催されてきていますが、全国学童保育連絡協議会からも以下のような要望を意見陳述してきています。

- ① 学童保育の目的・役割から、市町村毎や施設毎の格差がでるような基準ではなく、できるだけ多くの基準を省令で決めてほしい。
- ② 指導員の資格は保育士を基本にし、教諭も資格も加えた二つに限定してほしい。
- ③ 指導員の配置基準は、専任常勤常時複数としてほしい。
- ④ 子どもの集団の規模は30人を上限としてほしい。
- ⑤ 施設・設備は長い時間を過ごす「生活の場」であることを基本として基準を決めてほしい。
- ⑥ 障害のある子ども、経済的に厳しい家庭の子どもが安心して利用できる仕組みとしてほしい。

現在、各自治体におかれましては、2015年4月からの施行に向けて制度の具体化が検討されていることと思います。

そこで、鹿児島県児童クラブ連絡協議会では、県内の自治体における学童保育に関する設置基準（条例・要綱・規則等）の現状と今後の取り組みについてアンケートをお願いするとともに、学童保育現場当事者の声が反映された事業計画及び学童保育の基準づくり（＝条例化）に向けて、県内の自治体訪問による要望活動を計画しているところです。

ご多忙の折、担当者の皆様にはたいへんなお手数をおかけいたしますが、趣旨をご理解いただきアンケートにご協力下さいますようお願いいたします。

アンケート「『子ども・子育て支援法』－学童保育（放課後児童クラブ）の基準づくりにあたってのアンケート」（黄色の調査用紙）に必要事項をご記入いただき、誠に勝手に恐縮ですが、11月12日までにファクスでご返送くださいますようお願いいたします。

2013年11月12日（火）締切 送り先 FAX 0995-63-1701

E-mail : a-lopas@po.synapse.ne.jp

鹿児島県児童クラブ連絡協議会担当事務局 続 宛て

なお、学童保育の所管が貴課ではなく、他の部署（教育委員会等）が所管されている場合や担当課が変更されている場合は、お手数をおかけしますが、そちらの部署にこの依頼文とアンケート用紙をお届けください。

<この件についての問い合わせ先>

■鹿児島県児童クラブ連絡協議会 担当事務局

携帯：090-3016-0127

担当・続 博治（つづき ひろはる）

HP： <http://m-jidouclub.com/krijidouren-index.htm>

携帯サイト：<http://www.just.st/913800/>

E-mail : a-lopas@po.synapse.ne.jp

